消防防災の組織と活動

消防体制

1. 消防組織

(1) 常備消防機関

常備消防機関とは、市町村に設置された消防本部 及び消防署のことであり、専任の職員が勤務してい る。

令和4年4月1日現在では、全国に723消防本部、1,714消防署が設置されている(資料2-1-1)。

消防職員は16万7,510人であり、うち女性職員は6,148人である(第2-1-1図、資料2-1-1)。

市町村における現在の消防体制は、大別して、[1] 消防本部及び消防署(いわゆる常備消防)と消防団 (いわゆる非常備消防)とが併存している市町村(以 下「常備化市町村」という。)と、[2]消防団のみ が存する町村(以下「非常備町村」という。)がある。

令和4年4月1日現在、常備化市町村は1,690市町村あり、非常備町村は29町村(7都県)に存在する。非常備町村は、地理的な要因から非常備である地域が多く、1都3県の21町村(非常備町村全体の72.4%)は島しょである(資料V)。

一部事務組合又は広域連合により設置されてい

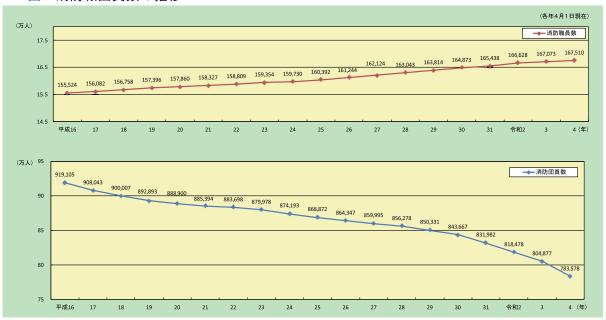
る消防本部は 288 本部 (うち広域連合は 22 本部) であり、その構成市町村数 1,109 市町村 (370 市、599 町、140 村) は常備化市町村全体の 65.6%に相当する。また、事務委託をしている市町村数は 146 市町村 (39 市、87 町、20 村) であり、常備化市町村全体の 8.6%に相当する (第 2-1-2 図)。

(2)消防団

令和4年4月1日現在、全国の消防団数は2,196、消防団員数は78万3,578人であり、消防団は全ての市町村に設置されている(第2-1-1図、資料2-1-1)。

消防団は、市町村の非常備の消防機関であり、その構成員である消防団員は、他に本業を持ちながらも、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防防災活動を行っている(消防団の組織体制等については、特集3を参照)。





(備考) 1 「消防防災・震災対策現況調査」により作成

- 2 東日本大震災の影響により、平成 23 年の岩手県、宮城県及び福島県の消防職員数及び消防団員数については、前年数値(平成 22 年 4 月 1 日現在)により集計している。
- 3 東日本大震災の影響により、平成 24 年の宮城県牡鹿郡女川町の数値は、前々年数値(平成 22 年 4 月 1 日現在)により集計している。

第 2-1-2 図 消防本部の設置方式の内訳

(令和4年4月1日現在)



- (備考) 1 「消防本部及び消防団に関する異動状況報告」により作成
 - 2 東京 23 区は 1 市として単独消防本部に計上
 - 3 広域連合は「一部事務組合等」に含まれる。

2. 消防防災施設等

(1)消防車両等の整備

消防本部及び消防署においては、消防活動に必要 となる消防ポンプ自動車、はしご自動車(屈折はし ご自動車を含む。)、化学消防車、救急自動車、救助 工作車等が整備されている。

また、消防団においては、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、救助資機材搭載型車両等が整備されている(資料 2-1-4)。

(2)消防通信施設

火災等の被害を最小限に抑えるためには、火災等を早期に覚知し、消防機関が素早く現場に到着する とともに、現場においては、情報の収集及び指揮命 令の伝達を迅速かつ的確に行うことが重要である。 この面で消防通信施設の果たす役割は大きい。

ア 119番通報

令和3年中の119番通報件数は、801万7,669件となっており、その通報内容の内訳は、救急・救助に関する通報件数が全体の71.6%を占めている(資料2-1-5)。

近年では携帯電話・IP 電話等(以下「携帯電話等」という。)による119番通報の件数が増加し、通報総数に占める割合は、携帯電話が51.9%、IP電話が23.9%となっている(資料2-1-6)。

(ア) 119 番通報における位置情報通知

119番通報の受信時には、消防本部に通報者の位

置情報が通知される。固定電話からの通報では利用者の住所、携帯電話からの通報では GPS 測位や携帯電話基地局の情報から割り出した位置情報がそれぞれ提供される。通報者の位置情報を受信するための設備を整備している消防本部は、令和 4 年 3 月 31 日現在、715 本部となっている。

(イ) 音声によらない通報

消防庁では、聴覚・言語障害者がいつでも全国ど こからでも緊急通報を行うことができる環境の整備 を進めている。

聴覚・言語障害者が電話を利用する手段として、 聴覚・言語障害者と健聴者との間をオペレーターが 「手話」や「文字」から「音声」に通訳し、即時双 方向につなぐ「電話リレーサービス」があり、「聴 覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法 律」に基づく公共インフラとして、令和3年7月よ り全国でサービスが開始された。119番通報にも対 応しており、聴覚・言語障害者が電話リレーサービ スを利用して全国どこからでも消防へ通報すること が可能である。

また、聴覚・言語障害者が音声によらず 119 番通報を行う手段として、スマートフォンの画面上のボタン操作や文字入力により通報を行うことができる「Net119 緊急通報システム」(第2-1-3 図) があり、令和4年6月1日現在、723 消防本部中 609 消防本部(約84%) が導入済みである。

第 2-1-3 図 Net119 の流れ

通報の流れ

戻る



利用者は、GPSを搭載したスマートフォン等の保有者とし、住所地を管轄する消防本部に事前登録する

GPSの位置情報に基づき、通報内容を 事前登録情報(住所、氏名など)ととも に、通報者の現在位置を管轄する消防本 部に転送 通報を受けて、消防隊・救急隊を 現場へ派遣

スマートフォン画面







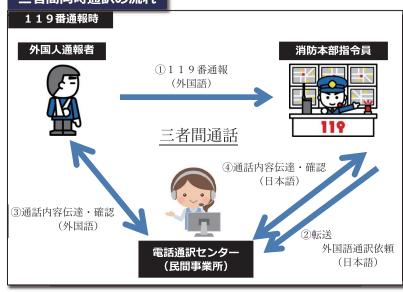


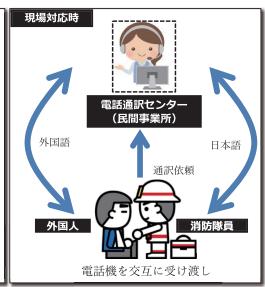
消防本部の受付画面



第2-1-4図 三者間同時通訳の流れ







(ウ) 外国人からの通報

電話通訳センターを介した三者間同時通訳による 119番多言語対応は、外国人からの119番通報時、 外国人のいる救急現場での活動時等において、迅速 かつ的確に対応するため、電話通訳センターを介し て、24時間365日主要な言語で対応するものであり、 消防庁では、全ての消防本部で導入されることを目 標に取り組んでいる(第2-1-4図)。

イ 消防指令システム

消防指令システムは、119番通報の受付、災害地 点の特定、出動隊の編成、消防署所への出動指令と いった、消防指令センターにおける一連の消防指令 業務等を支援するためのシステムである。

近年では、情報通信技術の急速な進展に伴い消防 を取り巻く社会の ICT 環境が大きく変化しており、 消防指令システムについてもこれらの変化に対応す るため、外部システムとのデータの出入り口(標準 インターフェイス)の検討など高度化等に向けた取 組を進めている。

(3)消防水利

消防水利は、消防活動を行う上で消防車両等とともに不可欠なものであり、一般的には、消火栓、防火水槽等の人工水利と河川、池、海、湖等の自然水利とに分類される。

全国の消防水利整備数は、251 万 5,624 個であり、うち消火栓は195 万 4,330 個、防火水槽は54 万 2,179 個である(資料 2-1-7)。

阪神・淡路大震災以降、耐震性を備えた防火水槽 等の整備が進められているほか、近年は消防水利の 老朽化や木造密集地域における消防水利需要を見込 み、各市町村において段階的に数値目標を設け、消 防水利の充実を図ることとしている。

3. 消防財政

(1) 市町村等の消防費

ア 消防費の決算状況

市町村等の普通会計(公営事業会計以外の会計をいう。)における令和2年度の消防費決算額(東京消防庁を含む。以下同じ。)は2兆1,250億円で、前年度に比べ330億円(1.6%)の増加となっており、市町村等の普通会計歳出決算額75兆8,230億円に占める消防費決算額の割合は2.8%となっている。また、令和2年度の1世帯当たりの消防費決算額の全国平均額は3万5,973円であり、住民1人当たりでは1万6,714円となっている(資料2-1-8)。

イ 消防費の性質別内訳

令和 2 年度消防費決算額 2 兆 1,250 億円の性質別内訳は、人件費 1 兆 3,733 億円 (全体の 64.6%)、普通建設事業費 4,005 億円 (同 18.8%)、物件費 2,509 億円 (同 11.8%) となっている (資料 2-1-9)。

(2)消防費の財源

ア 財源構成

令和2年度の消防費決算額の財源内訳をみると、一般財源等(地方税、地方交付税、地方譲与税等使途が特定されていない財源)が1兆7,428億円(全体の82.0%)、次いで地方債2,722億円(同12.8%)、

国庫支出金 289 億円(同 1.4%)となっている(資料 2-1-10)。

イ 地方交付税

地方交付税における消防費の基準財政需要額については、市町村における消防費の実情を勘案して算定されており(地方債の元利償還金等、他の費目で算定されているものもある。)、令和4年度の単位費用は1万1,500円となり、基準財政需要額は1兆6,892億円(対前年度比1.6%減)となっている(資料2-1-11)。

ウ 国庫補助金

市町村等の消防防災施設等の整備に対する補助金は、国庫補助金と都道府県補助金があり、消防庁所管の国庫補助金には消防防災施設整備費補助金(以下「施設補助金」という。)と緊急消防援助隊設備整備費補助金(以下「緊援隊補助金」という。)等がある(資料 2-1-12、資料 2-1-13)。

施設補助金は、市町村等の消防防災施設等の整備に対して、原則として補助基準額の3分の1又は2分の1の補助を行っている。緊援隊補助金については、消防組織法第49条第2項による法律補助として、緊急消防援助隊のための一定の設備の整備に対して補助基準額の2分の1の補助を行っている。

令和4年度当初予算額については、施設補助金は 13.7億円、緊援隊補助金は49.9億円となっている。

エ 地方債

消防防災施設等の整備のためには多額の経費を必要とするが、国庫補助金や一般財源等に加えて重要な役割を果たしているのが地方債である(資料2-1-14)。

このうち、防災対策事業は、地方単独事業として 行う防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業等を 対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方 交付税措置が講じられている。

また、東日本大震災等を教訓として、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災・減災のための地方単独事業等に取り組むため、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備等の事業を緊急防災・減災事業の対象とし、地方債の元利償還金の一部について地方交付税措置が講じられている。

第 2-1-5 図 令和4年度消防庁予算の概要

令和4年度 消防庁予算の概要

1 2 9.7 億円(デジタル庁ー括計上分を除くと118.9億円)

○一般会計 1 2 6.2 億円

○復興特別会計 3.5億円 (対前年度比 0.0億円、0.0%増)

(対前年度比1.2億円、53.2%増)

令和3年度 補正予算 159.9億円

(令和2年度 補正予算※67.4億円)

<重点取組事項>

1. 緊急消防援助隊・常備消防等の充実強化

大規模災害・特殊災害等に対応する緊急消防援助隊の 体制強化、広域化等による常備消防の充実強化

- 緊急消防援助隊設備整備費補助金
- 49 9倍円 13.7億円
- 消防防災施設整備貫補助金○ 消防の広域化及び連携・協力の推進等

0.3億円

3. 消防防災分野のDXの推進

消防防災分野におけるデジタル化の推進

- AI技術・IoT技術等の先進技術を活用した防災活動 0.2億円 支援に要する経費
- 医療機関との情報連携による救急業務の迅速化等の 0.6億円

4. 火災予防対策の推進

危険物施設の効果的な予防保全対策の検討、消防用機器 等の海外展開等

○ 危険物施設の効果的な予防保全に係る技術的検討 0.6億円

2. 消防団や自主防災組織等の充実強化

7.4 億円

※ 1~3次補正予算の合計

(対前年度比 0.1億円、1.3%増)

消防団員の処遇等に関する検討会の議論を踏まえた地域防災力の充実強化に向けた取組の支援等

- 消防団のカ向上モデル事業
- 【新規】 2.5億円
- 消防団加入促進広報の実施 ○ 消防団·自主防災組織等の連携支援等

0.7億円 0.5億円

地域防災力の中核となる消防団員の活動環境の整備及び装備の充実強化

救助用資機材の無償貸付

- 1.9億円
- 準中型免許取得に係るモデル事業等

0.3億円





【様々な災害を想定して訓練する消防団員】

このほか、消防防災施設等の整備に係る地方債に は、教育・福祉施設等整備事業、一般単独事業(一 般事業)、辺地対策事業及び過疎対策事業等がある。

オ その他

前記イ~エのほか、特に消防費に関する財源とし て、入湯税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別 交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立 地対策等交付金、高速自動車国道等救急業務実施市 町村支弁金等がある。

(3) 都道府県の防災費

都道府県の防災費の状況をみると、令和2年度に おける決算額は1,268億円であり、令和2年度都道 府県普通会計歳出決算額に占める割合は 0.2%であ る (資料 2-1-15)。

(4)消防庁予算額

ア 令和4年度当初予算

消防庁の令和4年度の当初予算額は、一般会計分 と復興特別会計分を合わせて129.7億円の予算を 確保している。このうち、一般会計予算の規模は、 126.2 億円となっており、人件費を除く事業費べ一 スでは、110.2億円である。また、令和3年度補正 予算で159.9億円措置されている。

主な事業として、大規模災害・特殊災害等に対応 する緊急消防援助隊の体制強化、広域化等による常 備消防の充実強化 71.0 億円、地域防災力の中核と なる消防団及び自主防災組織等の充実強化 7.4 億 円、消防防災分野におけるデジタル化の推進 0.9 億 円となっている (第2-1-5図、資料2-1-16)。

なお、予算額には、デジタル庁への一括計上予算 が含まれている。

復興特別会計予算

令和3年度に引き続き、東日本大震災で大きな被 害を受けた被災地における消防防災施設・設備の復 旧や、福島原発事故に伴い設定された避難指示区域 における消防活動の確保のため、復興庁の東日本大 震災復興特別会計において3.5億円の予算措置を講 じた。

- ○消防防災施設災害復旧費補助金(0.6億円)
- ○消防防災設備災害復旧費補助金(0.7億円)
- ○原子力災害避難指示区域消防活動費交付金 (1.5億円)
- ○緊急消防援助隊活動費負担金(東日本大震災派 遣へリ除染) (0.7億円)

4. 常備消防体制整備の課題

(1)消防力の整備

「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示)は、 市町村が消防に関する事務を確実に遂行し、消防の 責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について、目標とすべき整備水準を定めたものである。

各市町村は本指針に定める内容を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められている。

(2) 消防隊員用個人防火装備

消火活動時における消防隊員の安全性向上のため、「消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン」を策定している。

対象は消防隊員の防火服、防火手袋、防火靴、防火帽等で、消火活動に必要となる一定の性能等を定めているほか、安全な着装方法やメンテナンスなどの取扱い上の注意事項を明記している。

なお、ISO(国際標準化機構)の人体安全の防護 衣及び装置に関する専門委員会の下部組織である分 科委員会(ISO/TC94/SC14)において、新たな国際 規格が作成されたこと等を受け、令和3年7月から 本ガイドラインの見直しに関する検討を行い、令和 4年3月に本ガイドラインを改定した。